

改正

平成12年10月26日門真市規則第49号
平成14年 3 月29日門真市規則第10号
平成17年 3 月31日門真市規則第27号
平成18年 2 月10日門真市規則第 8 号
平成18年 9 月29日門真市規則第50号
平成19年 1 月30日門真市規則第 2 号
平成20年 3 月31日門真市規則第20号
平成21年 3 月30日門真市規則第 8 号
平成21年 3 月31日門真市規則第10号
平成21年 9 月29日門真市規則第24号
平成22年 3 月 1 日門真市規則第 4 号
平成23年 3 月16日門真市規則第 9 号
平成24年 3 月15日門真市規則第 8 号
平成25年 3 月29日門真市規則第12号
平成26年 3 月31日門真市規則第35号
平成26年 3 月31日門真市規則第41号
平成27年 3 月31日門真市規則第23号
平成27年 9 月29日門真市規則第48号
平成28年 3 月24日門真市規則第17号
平成29年 3 月28日門真市規則第15号
平成30年 3 月29日門真市規則第15号
令和元年 6 月24日門真市規則第28号
令和 2 年 3 月26日門真市規則第23号

門真市個人情報保護条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、門真市個人情報保護条例（平成11年門真市条例第14号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この規則の用語の意義は、条例の定めるところによる。

追加〔平成27年門真市規則48号〕

(事務の届出)

第2条 条例第6条第1項第7号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 個人情報取扱事務の開始年月日
- (2) 根拠となる法令等（法令又は条例をいう。以下同じ。）の名称
- (3) コンピュータの利用の有無
- (4) 他の法令等による開示の有無
- (5) 委託又は公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の管理を指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるときの協定の締結の有無
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 条例第6条第1項の規定による事務の開始の届出又は同条第2項の規定による事務の廃止若しくは届け出た事項の変更の届出は、個人情報取扱事務届出書（様式第1号）により行う。

3 条例第6条第3項に規定する目録は、前項に定める個人情報取扱事務届出書を綴った簿冊とする。

一部改正〔平成18年門真市規則8号〕

(目的外利用等の記録)

第3条 実施機関は、条例第8条第1項ただし書の規定により個人情報を目的外に利用し、又は外部に提供しようとするときは、個人情報目的外利用等届出書（様式第2号）により、市長に届け出なければならない。

(個人情報保護管理責任者)

第3条の2 条例第9条第4項に規定する個人情報保護管理責任者は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 門真市事務分掌条例施行規則（平成18年門真市規則第47号）第2条の表の課の欄に掲げる課の長
- (2) 門真市立図書館長
- (3) 門真市立こども発達支援センター長
- (4) 会計課長

- (5) 門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則（平成18年門真市教育委員会規則第9号）
第2条の表の課の欄に掲げる課の長
- (6) 門真市選挙管理委員会事務局長（門真市選挙管理委員会事務局に次長が置かれた場合にあっては、次長）
- (7) 門真市公平委員会事務局長（門真市公平委員会事務局に次長が置かれた場合にあっては、次長）
- (8) 門真市監査委員事務局長
- (9) 門真市農業委員会事務局長
- (10) 門真市固定資産評価審査委員会事務局長（門真市固定資産評価審査委員会事務局に次長が置かれた場合にあっては、次長）
- (11) 門真市議会事務局規程（平成18年門真市議会規程第1号）第2条第1項第3号に掲げる課長
- (12) 門真市上下水道事業事務分掌規程（平成18年門真市水道局規程第4号）第3条第1項第3号の課長及びセンター長

2 個人情報保護管理責任者は、個人情報の収集、保有、利用及び廃棄（以下「収集等」という。）を適正に管理し、当該収集等について所属職員を指揮及び監督しなければならない。

追加〔平成19年門真市規則2号〕、一部改正〔平成20年門真市規則20号・21年8号・10号・24号・22年4号・23年9号・26年35号・41号・27年23号・29年15号・30年15号・令和2年23号〕

（委託等に伴う措置）

第4条 条例第10条の規定により個人情報の処理を外部に委託するとき又は公の施設の管理を指定管理者に行わせるときは、委託契約書又は協定書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 個人情報の秘密保持に関する事項
- (2) 再委託（公の施設の管理を指定管理者に行わせるときにあっては、個人情報の処理の委託）の禁止又は制限に関する事項
- (3) 指示された目的以外への使用及び第三者への提供禁止に関する事項
- (4) 個人情報の複写及び複製の禁止又は制限に関する事項
- (5) 事故発生時における報告義務に関する事項
- (6) 個人情報の管理状況についての立入調査に関する事項
- (7) 前各号に掲げる事項に違反した場合における契約解除又は指定管理者の指定の取消しの措

置及び損害賠償に関する事項

(8) その他実施機関が必要と認める事項

一部改正〔平成18年門真市規則 8 号〕

(開示請求等の手続)

第5条 条例第14条第1項第3号（条例第17条第3項又は第19条第2項において準用する場合を含む。）の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 開示請求、訂正請求又は利用停止請求の区分

(2) 請求に係る個人情報取扱事務の名称

(3) 訂正請求又は利用停止請求の内容

2 条例第14条、第17条又は第19条の規定による開示請求、訂正請求又は利用停止請求は、個人情報（開示・訂正・利用停止）請求書（様式第3号）により、本人又はその法定代理人（特定個人情報にあつては、代理人）が行うものとする。

3 条例第14条第2項（条例第16条第5項、第17条第3項又は第19条第2項において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 本人が請求する場合 運転免許証、旅券、身分証明書等であつて、写真により本人の確認ができるもの。ただし、これらのものを所有しない者については、印鑑登録証明書、国民健康保険等の被保険者証、国民年金手帳、その他実施機関が指定するもの。

(2) 法定代理人が請求する場合 法定代理人本人の身元を明らかにする前号に掲げる書類のほか、法定代理人であることを明らかにする戸籍謄抄本、家庭裁判所の審判書等

(3) 代理人が請求する場合 本人及び代理人本人の身元を明らかにする第1号に掲げる書類のほか、代理人であることを明らかにする委任状、代理兼授与通知書等

一部改正〔平成27年門真市規則48号・28年17号〕

(決定通知等)

第6条 条例第15条第2項（第17条第3項又は第19条第2項において準用する場合を含む。）の規定による期間延長の通知は、個人情報（開示・訂正・利用停止）決定期間延長通知書（様式第4号）により行う。

2 条例第15条第3項（第17条第3項又は第19条第2項において準用する場合を含む。）の規定による決定の通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる通知書により行う。

(1) 個人情報を開示する場合 個人情報開示決定通知書（様式第5号）

(2) 個人情報の一部を開示する場合 個人情報部分開示決定通知書（様式第6号）

- (3) 個人情報を開示しない場合 個人情報不開示決定通知書(様式第7号)
- (4) 個人情報の存否を明らかにしないで個人情報の開示を拒否する場合 個人情報存否不応答決定通知書(様式第8号)
- (5) 個人情報が不存在であるため個人情報を開示しない場合 個人情報不存在決定通知書(様式第9号)
- (6) 個人情報を訂正する場合 個人情報訂正決定通知書(様式第10号)
- (7) 個人情報の訂正を承認しない場合 個人情報訂正不承認決定通知書(様式第11号)
- (8) 個人情報の利用を停止又は消去する場合 個人情報利用停止決定通知書(様式第12号)
- (9) 個人情報の利用の停止又は消去を承認しない場合 個人情報利用停止不承認決定通知書(様式第13号)

一部改正〔平成20年門真市規則20号・27年48号〕

(開示の実施)

第7条 次の各号に掲げる電磁的記録についての条例第16条第2項の規則で定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法であつて、実施機関が現に使用している専用機器により行うことができるもの
 - ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
 - イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ(記録時間90分以下のものに限る。別表において同じ。)又は光ディスクに複写したものの交付
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法であつて、実施機関が現に使用している専用機器により行うことができるもの
 - ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
 - イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ(記録時間120分以下のものに限る。別表において同じ。)又は光ディスクに複写したものの交付
- (3) 電磁的記録(前2号に該当するものを除く。) 次に掲げる方法であつて、実施機関がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの
 - ア 当該電磁的記録を別表に掲げる用紙に出力したものの閲覧
 - イ 当該電磁的記録を実施機関が現に使用している専用機器により再生したものの閲覧又は視聴
 - ウ 当該電磁的記録を別表に掲げる用紙に出力したものの交付

エ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

- 2 前項第3号ア又はウ以外の方法による電磁的記録の開示にあつては、実施機関が現に保有する機器で容易に公文書の全部を開示することができるときに限り行うものとする。
- 3 条例第16条第4項の場合において公文書の閲覧をする者は、第5条第3項に規定する本人であることを証する書類及び前条第2項第1号に掲げる通知書を提示しなければならない。
- 4 公文書の閲覧をする者は、当該公文書を丁寧に取り扱い、汚損し、破損し、又は改ざんすることがないようにしなければならない。
- 5 実施機関は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対し、公文書の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。
- 6 公文書の写しの交付部数は、請求1件につき1部とする。

一部改正〔平成12年門真市規則49号・25年12号〕

(費用負担)

第8条 条例第20条ただし書の規則で定める費用の額は、別表に定める額とする。

(門真市個人情報保護審査会)

第9条 条例第22条の門真市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は事故あるときは、その職務を代理する。

第10条 審査会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第11条 条例第22条の2第4項又は第22条の3の規定により審査会に出席した者は、審査会において知り得た事項を他に漏らしてはならない。

一部改正〔平成28年門真市規則17号〕

第12条 会長は、審査会で審査し、審議した結果を、速やかに諮問をした実施機関に答申しなければならない。

第13条 審査会の庶務は、総務部総務課で行う。

一部改正〔平成14年門真市規則10号・18年50号・20年20号・23年9号・26年35号・29年15号〕

(運用状況の公表)

第14条 条例第23条に規定する運用状況の公表項目は、個人情報取扱事務の届出件数、個人情報の開示請求件数、開示件数、不開示件数その他の事項とする。

2 前項の公表の方法は、門真市公告式条例（昭和31年条例第10号）の定めるところにより行うとともに、市の広報紙に掲載するものとする。

3 前2項の規定による公表は、毎年6月末日までに行うものとする。

（細目）

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成12年7月1日から施行する。

（門真市コンピュータの利用に係る個人情報の保護に関する条例施行規則の廃止）

2 門真市コンピュータの利用に係る個人情報の保護に関する条例施行規則（昭和60年門真市規則第27号）は、廃止する。

附 則（平成12年10月26日門真市規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月29日門真市規則第10号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日門真市規則第27号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年2月10日門真市規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年9月29日門真市規則第50号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年1月30日門真市規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日門真市規則第20号）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の門真市個人情報保護条例施行規則の様式により作成した用紙は、当分

の間、所要の調整をした上、この規則による改正後の門真市個人情報保護条例施行規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則（平成21年 3 月30日門真市規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年 3 月31日門真市規則第10号）

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 9 月29日門真市規則第24号）

この規則は、平成21年10月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 3 月 1 日門真市規則第 4 号）

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 3 月16日門真市規則第 9 号）

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 3 月15日門真市規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年 3 月29日門真市規則第12号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 3 月31日門真市規則第35号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 3 月31日門真市規則第41号）

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月31日門真市規則第23号）

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 9 月29日門真市規則第48号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年10月 5 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規則による改正後の門真市個人情報保護条例施行規則の規定は、施行日以後に係る保有個人情報の開示請求等に適用し、施行日前に係る保有個人情報の開示請求等については、なお従前

の例による。

附 則（平成28年 3 月24日門真市規則第17号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月28日門真市規則第15号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月29日門真市規則第15号）

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月24日門真市規則第28号）

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月26日門真市規則第23号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 7 条、第 8 条関係）

区分	金額
乾式複写機による写しで、白黒のもの（日本産業規格のA列 3 番及び 4 番並びに B 列 4 番及び 5 番に限る。）	片面 1 枚当たり 10 円
乾式複写機による写しで、彩色のもの（日本産業規格のA列 3 番及び 4 番並びに B 列 4 番及び 5 番に限る。）	片面 1 枚当たり 100 円
録音カセットテープへの複写による作成	1 巻につき 150 円
ビデオカセットテープへの複写による作成	1 巻につき 300 円
光ディスク（日本産業規格 X 0606 及び X 6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスク再生装置で再生することが可能なものに限る。）への複写による作成	1 枚につき 100 円
光ディスク（日本産業規格 X 6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスク再生装置で再生することが可能なものに限る。）への複写による作成	1 枚につき 150 円

その他の写し	写しの作成に要する実費相当額
送付に要する費用	郵送料相当額

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

個人情報取扱事務届出書

門真市長 様

（実施機関名）

印

門真市個人情報保護条例第 6 条第 1 項・第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

※ 届 出 番 号			
個人情報取扱事務の名称			
所掌する組織の名称			
個人情報の利用目的			
記録される対象者の範囲			
開始・廃止・変更の年月日		年 月 日	
根拠となる法令等の名称			
コンピュータの利用の有無		☐ 有 ☐ 無	
個人情報の内容（記録項目）		(1)	(11)
		(2)	(12)
		(3)	(13)
		(4)	(14)
		(5)	(15)
		(6)	(16)
		(7)	(17)
		(8)	(18)
		(9)	(19)
		(10)	(20)
収集の方法・時期	方法	☐ 本人（ ） ☐ 本人以外（ ）	
	時期	☐ 定期（ 年 月～ 年 月） ☐ 随時	
記録の保存方法及び保存年限	方法	☐ 文書 ☐ 図画 ☐ 写真 ☐ フィルム ☐ テープ ☐ その他これらに類するもの ☐ コンピュータシステムの入力物	
	年限	☐ 1 年 ☐ 2 年 ☐ 5 年 ☐ 10 年 ☐ 20 年 ☐ その他（ 年）	
本人に対する閲覧等の可否		☐ 可 ☐ 否	条例第12条 号該当
他の法令等による開示の有無		☐ 有 ☐ 無	
委託又は公の施設の管理を指定管理者に行わせるときの協定の締結の有無		☐ 有 ☐ 無	
備 考			

様式第 2 号（第 3 条関係）

年 月 日

個人情報目的外利用等届出書

門真市長 様

（実施機関名） 印

門真市個人情報保護条例第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

目的外利用等の区分	☐ 目的外利用	☐ 外部提供
目的外利用等をする年月日	年 月 日	
目的外利用等をする個人情報 を管理する組織の名称		
目的外利用等をする個人情報 取扱事務の名称 （管理する組織が付けてい る名称）		
目的外利用等をする個人情報 取扱事務の内容	(1) _____ (11) _____ (2) _____ (12) _____ (3) _____ (13) _____ (4) _____ (14) _____ (5) _____ (15) _____ (6) _____ (16) _____ (7) _____ (17) _____ (8) _____ (18) _____ (9) _____ (19) _____ (10) _____ (20) _____	
目的外利用等をする理由		
目的外利用等をする根拠	条例第 8 条第 1 項第 号 法令等（ ）	
目的外利用先・外部提供先		
備 考		

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

個人情報（開示・訂正・利用停止）請求書

（実施機関名） 様

請求者（☐本人 ☐法定代理人・代理人）

郵便番号

住 所

氏 名

電 話 （ ）

門真市個人情報保護条例（第14条・第17条・第19条）の規定により、次のとおり請求します。

請求の内容の区分	☐ 紙による閲覧 ☐ 紙による写しの交付（ ☐ 郵送を希望） ☐電磁的記録による公文書が存在する場合 ☐閲覧（専用機器により再生したものの聴取又は視聴） ☐次の方法による写しの交付（☐郵送を希望） （☐録音テープ ☐ビデオテープ ☐光ディスク（CD-R） ☐光ディスク（DVD-R）） ☐上記の方法によることができない場合は、紙による写しの交付を希望 ☐ 訂正 ☐ 利用停止
請求に係る個人情報取扱事務の内容	
訂正・利用停止の内容	
備 考	

(注)

- 1 該当する部分に必要な事項を記入してください。また□のある欄には、該当する□内に~~✓~~印を記入してください。
- 2 請求を行う際には、本人又は法定代理人（特定個人情報にあっては、代理人）であることを明らかにすることができる書類を提出又は提示してください。
- 3 請求に係る個人情報取扱事務の内容及び訂正・利用停止の内容欄は、できるだけ具体的に記入してください。
- 4 訂正を請求する場合は、訂正すべき事実の誤りを証する書類を添付してください。
- 5 紙以外の方法による電磁的記録の閲覧は、実施機関が現に保有する機器で容易に公文書の全部を開示することができるときに限ります。
- 6 紙以外の方法による電磁的記録の写しの交付は、実施機関がその保有する処理装置及びプログラムによって写しの交付が可能な場合に限ります。

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

個人情報（開示・訂正・利用停止）決定期間延長通知書

様

（実施機関名）

図

年 月 日に請求のありました個人情報の（開示・訂正・利用停止）について、門真市個人情報保護条例第15条第2項の規定により、次のとおり開示等の可否の決定を延長しましたので、通知します。

請求の内容の区分	☐ 開示 ☐ 利用停止	☐ 訂正
請求に係る個人情報取扱事務の内容		
訂正・利用停止の内容		
延長の理由		
開示等の可否を決定する期限		

（連絡先）

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

個人情報開示決定通知書

様

（実施機関名）

印

年 月 日に請求のありました個人情報の開示について、門真市個人情報保護条例第15条第1項の規定により、次のとおり開示することを決定しましたので通知します。

請求に係る個人情報取扱事務の内容	
開 示 の 方 法	1 閲覧 2 写しの交付 3 聴取又は視聴
開 示 の 日 時	年 月 日（ ）午前（後） 時 分
開 示 の 場 所	

備考

- 1 開示当日は、この通知書及び本人又は法定代理人（特定個人情報にあっては、代理人）であることを明らかにすることができる書類を係員に提出又は提示してください。
- 2 開示当日がご都合の悪い場合は、あらかじめ下記までご連絡ください。
（連絡先）

一部改正〔平成17年門真市規則27号・20年20号・25年12号・27年48号〕

様式第6号（第6条関係）

年 月 日

個人情報部分開示決定通知書

様

(実施機関名)

図

年 月 日に請求のありました個人情報の開示について、門真市個人情報保護条例第15条第1項の規定により、次のとおり一部を開示することを決定しましたので通知します。

請求に係る個人情報取扱事務の内容	
開示できない部分及び理由	
開 示 の 方 法	1 閲覧 2 写しの交付 3 聴取又は視聴
開 示 の 日 時	年 月 日()午前(後) 時 分
開 示 の 場 所	
※不開示部分を開示することのできる予定期日	年 月 日以後であれば当該公文書を開示することができますので、改めて請求してください。

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に（実施機関）に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、門真市を被告として（（実施機関）が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

※ この欄は、開示できない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合に記入します。

備考

- 1 開示当日は、この通知書及び本人又は法定代理人（特定個人情報にあっては、代理人）であることを明らかにすることができる書類を係員に提出又は提示してください。

- 2 開示当日がご都合の悪い場合は、あらかじめ下記までご連絡ください。

(連絡先)

様式第7号（第6条関係）

年 月 日

個人情報不開示決定通知書

様

（実施機関名）

印

年 月 日に請求のありました個人情報の開示について、門真市個人情報保護条例第15条第1項の規定により、次のとおり不開示とすることを決定しましたので通知します。

請求に係る個人情報取扱事務の内容	
開示できない理由	門真市個人情報保護条例第12条第 号該当
※ 開示することができる 予定期日	年 月 日以後であれば当該公文書を開示することができますので、改めて請求をしてください。

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に（実施機関） に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、門真市を被告として（（実施機関）が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

※ この欄は、開示できない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合に記入します。

（連絡先）

様式第8号（第6条関係）

年 月 日

個人情報存否不応答決定通知書

様

（実施機関名）

印

年 月 日に請求のありました個人情報の開示について、門真市個人情報保護条例第14条の3の規定により、次のとおり個人情報の存否を明らかにすることができませんので、通知します。

請求に係る個人情報取扱事務の内容	
------------------	--

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に（実施機関） に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、門真市を被告として（（実施機関）が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

（連絡先）

様式第9号（第6条関係）

年 月 日

個人情報不存在決定通知書

様

（実施機関名）

印

年 月 日に請求のありました個人情報の開示について、門真市個人情報保護条例第15条第1項の規定により、次のとおり請求の個人情報を保有していませんので、通知します。

請求に係る個人情報取扱事務の内容	
不 存 在 の 理 由	

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に（実施機関名） に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、門真市を被告として（（実施機関名）が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

（連絡先）

追加〔平成20年門真市規則20号〕、一部改正〔平成28年門真市規則17号〕

様式第10号（第6条関係）

年 月 日

個人情報訂正決定通知書

様

（実施機関名）

印

年 月 日に請求のありました個人情報の訂正について、門真市個人情報保護条例第17条第3項において準用する同条例第15条第1項の規定により、次のとおり訂正することを決定しましたので通知します。

請求に係る個人情報取扱事務の内容	
訂 正 す る 理 由	

（連絡先）

様式第11号（第6条関係）

年 月 日

個人情報訂正不承認決定通知書

様

（実施機関名）

印

年 月 日に請求のありました個人情報の訂正について、門真市個人情報保護条例第17条第3項において準用する同条例第15条第1項の規定により、次のとおり訂正しないことを決定しましたので通知します。

請求に係る個人情報取扱事務の内容	
不承認とする理由	

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に（実施機関） に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、門真市を被告として（（実施機関）が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

（連絡先）

一部改正〔平成20年門真市規則20号・27年48号・28年17号〕

様式第12号（第6条関係）

年 月 日

個人情報利用停止決定通知書

様

（実施機関名）

印

年 月 日に請求のありました個人情報の利用停止について、門真市個人情報保護条例第19条第2項において準用する同条例第15条第1項の規定により、次のとおり（停止・消去）することを決定しましたので通知します。

請求に係る個人情報取扱事務の内容	
停止し、又は消去する理由	

（連絡先）

様式第13号（第6条関係）

年 月 日

個人情報利用停止不承認決定通知書

様

（実施機関名）

印

年 月 日に請求のありました個人情報の利用停止について、門真市個人情報保護条例第19条第2項において準用する同条例第15条第1項の規定により、次のとおり（停止・消去）しないことを決定しましたので通知します。

請求に係る個人情報取扱事務の内容	
不承認とする理由	

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に（実施機関） に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、門真市を被告として（（実施機関）が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

（連絡先）

一部改正〔平成20年門真市規則20号・27年48号・28年17号〕